

名古屋大学大学院工学研究科社会基盤工学専攻三次元高潮津波シミュレーションシステム利用に関する内規

(趣旨)

第1条 名古屋大学三次元高潮津波シミュレーションシステム（以下「高潮津波シミュレーションシステム」という。）の利用については、この内規の定めるところによる。

(利用目的)

第2条 高潮津波シミュレーションシステムは、学術研究、教育等のために利用することができる。ただし、工学研究科社会基盤工学専攻（以下「社会基盤工学専攻」という。）が特に認めた場合は、この限りでない。

(利用者資格)

第3条 高潮津波シミュレーションシステムを利用することのできる者は、次のとおりとする。

- 一 本学及び他大学の教員並びに教員の指導による学生
- 二 他省庁、他機関の研究職員
- 三 その他社会基盤工学専攻が適当と認めた者

(申請書)

第4条 高潮津波シミュレーションシステムを利用しようとする者は、施設・設備利用型共同研究申請書（別記様式第1号）（以下「申請書」という。）を社会基盤工学専攻に提出し、高潮津波シミュレーションシステムの共同利用の受け入れを担当する教員（以後「担当教員」という。）の承認を受けるものとする。

- 2 前項の申請書の提出にあつては、事前に使用計画（目的・期間）等を担当教員と打ち合わせるものとする。
- 3 担当教員は、施設利用の可否を速やかに回答するものとする。
- 4 申請書の内容に変更が生じた場合は、担当教員に連絡し、再提出をしなければならない。
- 5 第1項の承認は、その年度内のみ有効とし、利用期間が年度をまたがる場合は、年度毎に申請書を提出しなければならない。

(報告)

第5条 担当教員は、利用者に対し、結果又は経過の報告を求めることができる。

(原状復帰)

第6条 利用者は、施設の利用後、原状復帰することを原則とする。

(故障及び事故)

第7条 高潮津波シミュレーションシステム利用開始後の故障等にかかる経費は、原則利用者負担とする。

2 利用者は、名古屋大学の安全指針に従って使用するとともに、万一事故があった場合は適切に対応することとする。なお、事故、特に人身事故については、利用者の責とし、当方は責を負わない。

(経費負担)

第8条 高潮津波シミュレーションシステムの利用に係る経費負担については、別に定める。

附 則

この内規は、平成28年5月1日から施行する。